

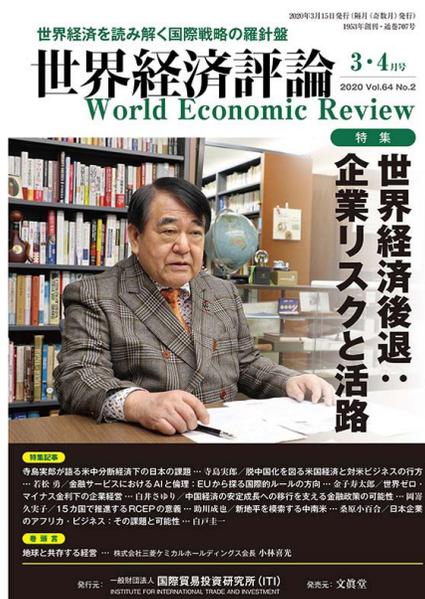
Back Number

本論文は

世界経済評論 2020年3/4月号

(2020年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

15 カ国で推進する RCEP の意義



国土館大学政経学部准教授 助川 成也

すけがわ せいや 九州大学大学院経済学府博士課程修了，博士（経済）。日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所主任調査研究員，本部海外地域戦略主幹（ASEAN）を経て現職。専門は，東南アジア経済，ASEAN 統合。著書に，『ASEAN 経済共同体の実現と日本』（共編著，文眞堂，2016）他。

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の交渉が 2013 年 5 月に開始されて 7 年近い年月が経過した。交渉が長期に亘る間，世界の通商・経済環境は激変した。英国の EU 離脱問題を巡る混乱，自国第一主義を唱えた米トランプ大統領の登場，世界貿易機関（WTO）では「立法」のみならず「司法」も機能不全に陥るなど，東アジアが恩恵を受けてきた自由貿易体制は風前の灯火である。

それらを背景に，2019 年 11 月の RCEP 首脳会議で交渉参加国は，今回合意できなければ，「漂流」しかねないという強い危機感が，インドを除く 15 カ国で全 20 分野での交渉決着と RCEP マイナス X 方式へと突き動かした。それに対しインドは，他の 15 カ国に交渉離脱の意向を伝えたとする一方で，交渉復帰を匂わせて自らの要求に同意することを求めている。しかしインドの要求は，合意分野の再交渉が必要になると見られ，15 カ国は容易には応じられない。

高い成長可能性を有する巨大市場インドが RCEP から抜けることは痛手であるが，経済的側面から見れば，RCEP15 になったとしても，依然として TPP11 のみならず，北米自由貿易協定（NAFTA）や EU を上回る規模を有する地域経済圏である。日本にとっても依然として締結の意義は大きい。RCEP15 であっても，日本の貿易における FTA カバー率は，政府が目標としてきた 70% を大きく上回る。また日系企業のサプライチェーンの大半は依然として RCEP15 の傘の下にある。これらが意味するのは，RCEP マイナス X 方式でインドの参加が遅れても，RCEP15 として先行実施する意義は大きいということである。

はじめに：インド離脱と RCEP15 での離陸

ASEAN10 カ国とその FTA パートナー諸国の計 16 カ国の首脳・閣僚が 2012 年 11 月にカンボジア・プノンペンに参集，東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の立ち上げを宣言

した。翌 2013 年 5 月に交渉が開始されて以降，7 年近い年月が経過した。

2018 年 11 月の首脳会議では実質的な妥結への期待が高まったものの，共同首脳声明で交渉が最終段階にあることを確認，2019 年に妥結する決意を表明するなど，妥結に至らなかった。「漂流」に対する危機感を持って臨んだ 2019 年 11 月 4 日の RCEP 首脳会議で，交渉参加 16 カ

国全体での妥結は見送られたが、インドを除き15カ国では実質的には合意している。首脳会議後、インド外務省高官は記者会見で、「我々は参加各国に、RCEPに参加しない意向を伝えた」と述べ、関係国に驚きと困惑が広がった。日本は「あくまで16カ国での妥結を目指す」方針を堅持するが、「インド抜きも止む無し」とする声も多い。残った15カ国は2020年内の署名を目指し、次の段階である法的精査（リーガル・スクラビング）に入ることを決めた。ASEANがサービス分野などの経済合意で度々用いる「ASEAN－（マイナス）X」方式を真似、インドは準備が整った段階で参加する「RCEP マイナス X（インド）」方式（RCEP15）で前に進むことを決断した。

15カ国がRCEP15として前に進むことを決断したのは、自由貿易体制崩壊に対する強い危機感からである。世界では米国・トランプ大統領による自国第一主義、英国のEUからの離脱（ブレグジット）など自由貿易体制や地域経済統合への強い逆風が吹く中、交渉参加国は2019年に合意できなければ、RCEPは世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド同様、「漂流」しかねないという強い危機感が15カ国をRCEP マイナス Xへと突き動かした。

本稿では、これまでのRCEPの歩みを振り返った上で、19年11月の閣僚会議・首脳会議でRCEP15での推進を決断させたインドの要求の一部を現地報道¹⁾から明らかにするとともに、人口13億人のインドを失ったRCEP15の経済的意義、日本企業への影響等を検討する。

I RCEPの成り立ちと これまでの歩み

1. 二つの東アジア経済圏構想

2000年頃まで東アジア域内のFTAはタイ・ラオス貿易協定、ASEAN自由貿易地域（AFTA）のみに留まっていた。これまで東アジア各国の通商政策は、WTO多角的貿易交渉であるドーハ・ラウンドを軸にしていたが、同交渉が幾度となく暗礁に乗り上げたことに危機感を抱いた。その後、日本が恐る恐る踏み出したシンガポールとの経済連携協定（EPA）交渉の動きに刺激を受けた中国によるASEANへのFTA提案を契機に、ASEANを巡りFTA構築競争が始まった。その結果、ASEANは域外のアジア太平洋の6カ国との間で計5つの協定を締結した。東アジアではASEANがFTAのハブになった。

しかし、ASEANが締結した5本の協定は各々が別々の協定であり、有機的に繋がってはいない。例えば、FTAの利用条件や申請フォーマット、記入事項が各々異なる場合も多く、利用企業にとって事務手続きや管理上の負担になっている。また、同一品目であっても適用される関税率や原産地規則が異なることによる「スパゲティ・ボウル現象」がビジネスを阻害する懸念があった。そのため東アジア地域全体の競争力強化には、それら地域全体を包含するFTAが必要との認識が高まった。仮想的な単一市場が形成出来れば、同地域で生産ネットワークを張り巡らす企業にとって、事務手続きの簡素化、管理上の負担の軽減、更には地域内で拠点再編・最適地生産により、競争力強化が可能になる。

それらを目指す構想が、中国と韓国が主導する形で検討されてきた「東アジア自由貿易地域」(East Asia Free Trade Area : EAFTA) 構想²⁾(ASEAN+3 で構成)と、日本がイニシアチブを採った「東アジア包括的経済連携」(Comprehensive Economic Partnership in East Asia : CEPEA) 構想³⁾(ASEAN+6 で構成)である。

日本と中国・韓国とがこれら二つの経済圏構想の実現を巡り、主導権争いを繰り広げた。EAFTA は 2005 年 4 月以降、民間専門家による実現可能性を研究するフェーズ I、分野毎に詳細な分析を行うフェーズ II が行われ、2009 年 8 月の ASEAN+3 経済相会議に最終報告され、政府間での検討開始を決定した。

一方、日本は、中国主導の経済圏形成を懸念し、豪州、ニュージーランド、インドを新たに招き、16 カ国による CEPEA 構想を推進した。EAFTA を推進する中国と韓国の反対にあいながらも、EAFTA から約 2 年遅れる形で、2007 年 6 月以降、フェーズ I、フェーズ II の研究が行われ、2009 年 8 月の ASEAN+6 経済相ワーキングランチで最終報告、こちらも政府間での検討開始を決定した。2 カ月後の 2009 年 10 月にタイ・ホアヒンで開催された東アジア首脳会議で、正式に EAFTA と CEPEA の両構想を並行して政府間で議論することになった。

2. 二つの東アジア経済圏構想から RCEP へ

しかし、東アジア経済圏形成のドライビングシートに座っているはずの ASEAN は、両構想の推進に積極的ではなかった。この背景には、① ASEAN の投資吸引力の最大化には自らがハブとなる既存の 5 つの ASEAN+1FTA の方が都合がいいこと、②中国と韓国、または

日本が主導する 2 つの構想のいずれか一方を選択するのが困難であること、更には③多くの ASEAN 諸国が既存の ASEAN+1 や 2 国間の FTA の交渉・履行に相当な時間と人的資源が割かれていたこと、などがある。

しかしその ASEAN も重い腰を上げざるを得ない状況になった。これは、アジア太平洋地域で ASEAN 不在の経済圏構築の動きが顕在化したこと、次いで、主導権争いを演じてきた日本と中国が連携して東アジア経済圏構想にかかる共同提案をしたこと、である。

ASEAN が直接的には関与しない新たな経済圏構築の動きとは、具体的には環太平洋経済連携協定 (TPP) と日中韓 FTA を指す。TPP は P4 協定を原協定とし、2010 年 3 月に交渉が開始された。特に 2009 年に米国が交渉参加を表明したことで一気に注目を集めた。ASEAN からは交渉開始時からシンガポール、ブルネイ、ベトナムが、遅れて同年 10 月にマレーシアが、それぞれ参加していた。日本も 2010 年 10 月、横浜で開かれていた APEC-CEO サミットで、菅首相が TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に着手する意向を表明した。また日中韓 FTA については、2011 年 5 月の日中韓首脳会議において、産官学共同研究を 2011 年中に終了させることで合意、交渉開始は時間の問題となった。ASEAN は、TPP や日中韓 FTA の登場で、ASEAN 自体の求心力低下とこれら FTA が実現した場合の経済的負の影響を懸念した。

一方、EAFTA 及び CEPEA 構想について、日本と中国は政府間での検討が遅々として進まない状況に苛立ちを募らせ、2011 年 8 月の ASEAN+6 経済相会議で、「EAFTA 及び CEPEA 構築を加速化させるためのイニシアチブ」を共同提案した。ここでは、東アジア経済

圏構想を ASEAN プラス 3 で推進するか、またはプラス 6 かという参加国の問題を棚上げし、ASEAN を中心とする地域的 FTA (ASEAN ++FTA) のテンプレート (参加基準) をまとめ、テンプレートを満たせる国とで広域経済圏作りを目指すことにした⁴⁾。同年 11 月の ASEAN 首脳会議で、「テンプレート」のベースになる地域経済統合の枠組み「ASEAN Framework on Regional Comprehensive Economic Partnership」(RCEP) が提示された。

その結果、翌 2012 年 11 月、ASEAN 首脳会議に合わせてカンボジア・プノンペンに参集した ASEAN と FTA パートナー諸国計 16 カ国の首脳は、RCEP 交渉の立ち上げを宣言したのである。ASEAN は「中心性」と「求心力」維持のため、自らが「ドライビングシート」に座れる東アジア経済圏構想 RCEP 実現に向けて、漸くその重い腰をあげたのである。

3. 交渉の立ち上げから現在まで

RCEP 交渉の立ち上げ宣言に先立って行われた 2012 年 8 月の経済相会議で「RCEP 交渉の基本方針及び目的」を採択、ここで交渉参加 16 カ国は、RCEP を現代的で包括的な、そして質の高い互恵的な連携協定にすることを目標にした。RCEP の三本柱は、市場アクセス、ルール、協力であるが、当初、18 分野を交渉範囲⁵⁾とした。

RCEP 交渉は 13 年 5 月に開始されたが、経済格差が大きい 16 カ国の交渉であること、交渉分野が多岐に亘り、且つこれまで国際規律がなく、様々な論点がある電子商取引なども含まれていたこと、域外国同士で FTA が無い組み合わせが多数あったこと、などから交渉は長期化した。例えば、物品貿易ではモダリティが決

まったのは 2015 年 8 月の第 3 回 RCEP 閣僚会議においてであり、具体的な関税削減交渉の段階であるモダリティ交渉だけで 2 年以上を費やした。

特に、中国への対抗軸として日本が誘い込んだインドや豪州、NZ が度々攪乱要因になった。インドは中国との間での貿易赤字拡大を警戒、自由化水準や関税譲許方式などを巡り、「基本方針及び目的」から逸脱するような主張を度々展開した。豪州や NZ は質の高い FTA を求め原則論を展開、後発開発途上国を複数抱える ASEAN が対応に苦慮する場面が度々発生した。高い理想を追求した場合、後発開発途上国等の国々が人的資源や能力開発の不足により一部内容に合意出来ない可能性があった。

2013 年に始まった RCEP 交渉が長期化している間に、世界の通商・経済を巡る環境は激変した。英国の EU 離脱問題を巡る欧州の混乱、米国トランプ大統領の登場である。特に米国は自国第一主義を唱え、たとえ同盟国であっても高い関税障壁設置による制裁をちらつかせながら自国に有利な条件を勝ち取る「ディール外交」を展開するなど、東アジアがその恩恵を受け経済成長を果たしてきた自由貿易体制が危機に瀕した。その環境の中で RCEP 参加国は、自由化水準や対象範囲、また措置の実施速度面で全ての国が満足出来る内容でなくても、RCEP を決して漂流させず、早期妥結により自由貿易体制推進の旗を高く掲げる必要性に迫られた。

2018 年 11 月の首脳会議で RCEP の実質的な妥結が期待された。しかし実際には全 20 章のうち 7 つの章での合意にとどまった⁶⁾。共同首脳声明では、交渉が最終段階に進んでいることを確認、その上で 2019 年に妥結する決意を表

明した。そのため 2019 年は、米中貿易戦争が激しさを増し、その影響が世界に広がる中、RCEP 参加国は決死の覚悟で合意を積み重ねていった。

II インドの RCEP 離脱の背景と 具体的要求

1. RCEP15 で推進

相当な覚悟を持って臨んだ 2019 年の RCEP 交渉であったが、11 月 1 日の閣僚会議で一致出来ず、政治決着が期待された 4 日の首脳会議では 16 カ国の「妥結」を見送った。今回も波乱要因はインドであった。首脳宣言では、インドを名指して「未解決のまま残されている重要な課題がある」とした。

RCEP 交渉は 6 年以上にも亘ったが、全 20 章のうちこの 1 年で 13 章を一気に仕上げるなど、議長国タイを中心に参加国交渉担当者の努力で合意寸前にまで至ったことは特筆に値する。しかし、閣僚会議を目前に控え、インドが他の参加国が到底受け入れられない要求を突きつけた。その結果、参加国のスタンスは微妙に異なるが、「インド抜きでの推進も止む無し」とする雰囲気が醸成された。

前述の通り、これまでもインドは交渉を引っ掻き回す問題児であった。過去に ASEAN はインドに対し、関税を削減するか、RCEP の経済ブロックから退出するか、「最後通牒」を突き付けたことがある⁷⁾。TPP にみる米国と同様、RCEP からインドが離脱することは、RCEP 自体の存在感を低下させる懸念があり、出来る限り避けねばならない。しかし世界の通商・経済環境が激変し、自由貿易体制が危機に瀕している今、RCEP の漂流は是が非でも回避しなけれ

ばならない。そのため参加国は、インドを除く 15 カ国で RCEP を推進し、インドは準備が出来次第参加する「RCEP マイナス X」方式を決断したのである。

2. 離脱表明したインドの国内状況

RCEP 首脳会議後、インド外務省ビジェイ・シン東アジア担当局長は記者会見で、「我々は参加各国に、RCEP に参加しない意向を伝えたと述べた。インドとの間で未解決の課題解決を目指して作業を予定していた関係各国の間には、驚きと困惑が広がった。日本の報道では、中国製品の流入拡大による貿易赤字をインドが懸念したことが主な理由とされている。インドの貿易収支は 1972 年の黒字を最後に、50 年近くに亘り赤字体質が定着している。特に 18 年の貿易赤字は過去最大の 1,897 億ドルを記録し、その規模は米国 (9,464 億ドル) に次ぐ (表 1)。中でも中国との間での貿易赤字が最も多く、18 年で 3 割を占める。中国製品の輸入拡大による影響を懸念し、会議期間中、インド国内では、農民団体、労働組合、政党関係者などによる反 RCEP 集会が全国的に拡大していた。折しもインドの足下の経済成長率は低迷しており、RCEP での妥協・妥結は、大票田である農民票の離反を引き起こす懸念があった。インドにとって RCEP は、過去のいずれの FTA に比べても最大のものであり、その分、国内産業への影響が懸念されたのである。

RCEP からの離脱を表明する一方で、インドは貿易黒字にある米国との FTA 締結を優先する動きを見せている。インドのゴヤル商工大臣は米政府高官との会談後、インドと米国の双方が「特定の問題を更に議論する必要があるとしても、FTA について楽観的だ」と語っている⁸⁾。

表1 RCEP 関係国の貿易・サービス収支

単位：100万ドル

	貿易収支			サービス収支		
	2016年	2017年	2018年	2016年	2017年	2018年
ASEAN	60,046	57,765	17,518	14,117	13,938	23,660
日本	37,324	26,933	▲10,344	▲10,375	▲6,470	▲8,040
中国	509,705	419,552	350,947	▲242,568	▲239,499	▲258,199
韓国	89,233	95,216	69,657	▲17,737	▲34,472	▲27,661
豪州	▲3,765	2,351	21,712	▲4,275	▲2,835	▲2,680
NZ	▲2,323	▲2,050	▲4,120	3,002	3,213	3,163
インド	▲97,106	▲150,684	▲189,686	28,287	30,699	28,525

(資料) UNCTAD STAT より作成

一般的に米国は FTA 交渉の前に貿易投資枠組協定 (TIFA) や二国間投資協定 (BIT) を締結するが、インドとは BIT を交渉している。

3. 多岐にわたるインドの要求事項

グヤル商工大臣は「インドが RCEP に参加しないとの決定は現時点では最終決定」としながらも「他の国々がインドの要求に同意すれば、将来、交渉と協議が可能になる」と話し、15カ国に妥協を求めた (19年11月5日付 The Hindu 紙)。インドの要求事項は公式的には明らかになっていない。しかし、インド側の現地報道を追うと、これまでの交渉に不満を募らせていたこと、妥結間際に提示した要求は、他の参加国が到底受け入れられない内容であったことが明らかになってきた。

アウトルック・インディア紙 (11月4日付) は、インド政府情報筋からの話として、「貿易赤字に対する懸念が大きい一方、インドは他の参加国に対し、サービスと投資分野を開放する必要性を強調した」としている。RCEP 締結は中国などを中心に貿易赤字の拡大が懸念される一方で、前掲表の通り、インドに競争力があり

且つ自由化に高い関心を持つサービスや、投資分野では過剰な制限を求める交渉に不満を高めていった模様である。特にインドは IT 関連サービスのうち、特に IT 人材の移動 (モード 4) の自由化を強く求めたのに対し、他の参加国の関心は主に物品貿易にあり、サービス貿易自由化、特にモード 4 についてはインド側を満足させるには至らなかった模様である。また投資について、マディヤム紙 (11月6日付) によれば、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) メカニズム、ロイヤルティ支払いの上限設定の禁止、特定技術の使用要求の禁止、公正衡平待遇、最恵国待遇等で従来から相当程度の意見の相違があった模様である。例えば、日本、韓国は ISDS 導入を求めていたが、インドは過去に締結した二国間投資協定で数多くの仲裁訴訟を抱えてしまったことへの反省から、ISDS 導入には慎重であったという。結局、RCEP では合意を最優先し、ISDS の議論を先送りした⁹⁾。

またインドは他の参加国が是が非でも合意しなければならないとして臨んだ 11 月の RCEP 経済相会議、首脳会議を目前に、他の参加国が到底受け入れられない多様な要求を突き付け

た。具体的には、①関税削減の基準年の変更、②セーフガードの設置、③原産地規則の厳格化、④農業と乳製品部門の除外、等である。

まず、関税削減・撤廃交渉は2014年時点の関税率を基準に行われてきたが、合意寸前でインドは、基準年を2019年に変更するよう求めた。インド・モディ政権は「メーク・イン・インディア」政策を推し進めており、その一環で近年、様々な分野で関税を引き上げている。例えば、18年2月には、LCDおよびLEDパネルを、9月には靴、エアコン、家庭用冷蔵庫、小型洗濯機、スピーカー等多種多様な品目で関税を大幅に引き上げた。またWTOの情報技術協定（ITA）で無税を約束した品目でも関税引き上げを行っている。18年4月に、プリント基板やカメラモジュール、コネクタなど携帯電話の重要部品について、基本関税率を10%に引き上げた¹⁰⁾。RCEPの関税削減の基準年を19年にすることは、インドの「後出し」であり、これを全て認めれば交渉自体収拾がつかなくなる。この要求に対して他の参加国は、「2019年の関税率を適用するショートリストを提供するよう求めた」という。

次いで、インドは輸入急増の防波堤とすべく自動発動セーフガードメカニズム（ATSM）を要求した。WTOでは、「一般セーフガード」は発動するに際し、輸入の増加の事実、国内産業への重大な損害または恐れ、この両事項の因果関係という要件を満たしていることを証明する必要がある、安易に発動出来ない。それに対し、ウルグアイラウンドで農産品関税化に合わせて導入された「特別セーフガード」は、対象品目の輸入が一定量を超えた場合、自動的に関税率を引き上げる措置である。インドは特別セーフガードに類した措置導入を求めた。これ

は中国に加え、農産品や乳製品分野に競争力がある豪州やニュージーランドを念頭に置いたものである。本措置自体はCPTPP等、他のFTAでも導入しており、目新しいものではない。

またインドは原産地規則について、「インドが中国に対して関税削減を付与していない品目であっても、他の参加国を経由してインドに流入する」ことを懸念した。詳細は公表されていないが、これはRCEPで用いられる関税率表について、参加国が他の15カ国に同率の関税を一律に適用する共通譲許方式ではなく「個別譲許方式」、または国によって関税撤廃・削減のステージングが異なる構造になっていると推察される。Financial Express紙（19年11月18日付）によれば、RCEPにおけるインドの自由化率は既にFTAがある対日本・韓国では90%、対豪州・NZで86%である一方、中国に対しては参加国のうち最も低く設定しており、20~25年をかけて自由化率80%にするという。

インドは他の参加国を通じた中国製品の流入を阻止するため、より厳格な原産地規則の適用や税率差メカニズム（Tariff differential mechanism）を求めたという。アジアの原産地規則は、証明手法が容易で且つ産業界にとって使い勝手の良い規則にシフトしている一方、インドはより厳格な原産地規則を指向しており、大きな対立点となってきた。インドはこれまでのFTAでは関税分類変更基準と付加価値基準両方を満たす品目のみを原産品としてFTA特惠関税を付与しており、付加価値基準をより重視している模様である。その上で税率差メカニズムを求めている。

インドが求めている税率差メカニズムの措置内容の詳細は不明であるが、ミント紙（19年10月31日付）によれば、中国にRCEPで関税

譲許をしていない品目について、他の参加国を通じて中国製品が輸入された場合、「関税差分を適用する」としている。

例えば、インドは対中国では関税削減・撤廃対象から携帯電話を除外している。その一方、対ベトナムで同製品は関税削減・撤廃対象品目である。より自由な原産地規則が採用された場合、関税番号変更基準を用いれば、実質的に中国製携帯電話がベトナムを通じてインド市場に RCEP 特惠関税で流入する。税率差メカニズムはそれらを阻止する役割が期待されていた。

CPTPP でも一部の品目について相手国によって異なる税率を譲許しており、国毎に税率差が発生する場合がある。この税率差メカニズムは日本とメキシコが持っている。これら品目については、どの締約国の関税率を適用するかを決定する「税率適用国決定ルール」が必要になる。CPTPP では、税率差が発生した品目の原産地規則が付加価値基準の場合、生産工程に関与した国のうち、付加価値が最大である国の税率が適用される。前述の携帯電話の事例の場合、たとえベトナムから輸入されても、中国原産品として課税されることになる。

RCEP 参加各国はインドの懸念に対し、一部品目に限って一般規則とは異なる原産地規則を適用する品目別規則を容認するとして、100 品目のショートリスト作成をインドに提案したが、広範囲での適用を求めるインドはそれを拒絶したという。

これまでインド側の要求について説明してきたが、これら要求の受け入れを検討する場合、合意に至った分野の再交渉が必要になると見られる。RCEP 漂流回避のため、一刻も早い妥結を求めた他の参加国が RCEP15 を選んだのは必然であった。

3. 実質的に妥結した RCEP

19 年 11 月の RCEP 首脳会議後も日本政府は「あくまで 16 カ国で妥結を目指す」スタンスを堅持しているが、筆者は RCEP 自体は「合意した」と考えている。共同首脳声明によれば、インドを除く RCEP 参加 15 カ国は、全 20 章に亘る条文ベースの交渉、基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了している。そして 2020 年の署名に向け、15 カ国による法的精査（リーガルスクラビング）の開始を指示している。一般的に法的精査は、「合意後」に行う作業である。

法的精査を進めている協定に影響を及ぼさない形で、引き続きインドと交渉が出来るのか等不明な点が多いが、個別分野でのセンシティブ事項については、TPP 交渉でも採られたように、特定の国を例外扱いにする方法が考えられ、インドに対してはまだ参加への入口は開かれている。

一方、2019 年の ASEAN 議長国タイの商務省オラモン貿易交渉局長は、今後のインドとの協議について、「続けるかどうか、残る 15 カ国で議論していない」としており、日本側とはスタンスが異なる。また、同局長は「法的精査は早ければ来年 3 月、遅くとも 6 月までには完了する」と話すなど、署名準備を着々と進める予定である。法的精査作業が順調に進めば、来年の ASEAN 経済相会議（AEM）や首脳会議にあわせて署名することになる。

III RCEP15 の経済的意義

1. インド離脱の経済的インパクト

RCEP から人口 13 億人のインドが抜けたことで、RCEP15 の一定程度の存在感の低下は避

表 2 RCEP と RCEP15, 及び主要経済圏の経済・人口・貿易規模

		RCEP		NAFTA	EU	CPTPP (TPP11)
		RCEP15				
名目 GDP	10 億ドル	24,631	27,349	23,429	18,737	11,031
	対世界 GDP 比	29.1%	32.3%	27.6%	22.1%	13.0%
一人当たり GDP	ドル	10,940	7,628	47,903	36,601	21,961
人口	100 万人	2,251.3	3,585.6	489.084	511.926	502.3
	対世界人口比	29.5%	47.0%	6.4%	6.7%	6.6%
貿易額 (往復)	10 億ドル	10,693	11,540	6,124	12,873	5,900
	対世界貿易比	27.2%	29.4%	15.6%	32.8%	15.0%

(備考) 世界について GDP は 84 兆 7403 億ドル, 人口は 76 億 3,282 万人。

(資料) 世界経済見通し (2019 年 10 月, IMF), UNCTADSTAT。

けられない。しかし, TPP から米国が抜けたようなインパクトはない。確かにインドが抜けることで, RCEP は世界人口の約半分をカバーしていたが, それが約 3 割に縮小することになる。しかし, 経済規模や貿易における存在感の低下は限定的である。経済規模は世界全体の 32.3% から同 29.1% へと▲ 3.2% ポイント, 貿易は同 29.4% から同 27.2% に▲ 2.2% ポイント, 各々縮小するに過ぎない。今後, 高い潜在的成長可能性を有する巨大市場インドが抜けることは痛手であるが, 経済的側面から見れば, RCEP15 は依然として TPP11 のみならず, 北米自由貿易協定 (NAFTA) や EU を上回る規模を有する地域経済統合である (表 2)。

日本企業が抱える東アジア大の生産・供給網を鑑みれば, 日本にとって RCEP 合意の意味は大きい。日本企業の生産網は特に RCEP を中心とするアジアに広がってきたためである。1995 年で日本の RCEP 向け輸出は, 総輸出の凡そ 3 分の 1 であったが, 以降, 年々上昇し, 2018 年には 5 割弱 (46.3%) に至っている。一方, その間, 米国, EU 向けシェアは下落を余儀なくされてきた。一方, 輸入においては更にその傾向が顕著であり, 1995 年に 30% 台半

表 3 日本の国・地域別貿易比率推移

	輸出			
	RCEP	RCEP15	米国	EU
1995	32.4	31.8	27.5	15.1
2000	29.6	29.1	29.7	16.8
05	37.1	36.5	22.9	14.8
2010	45.7	44.5	15.6	11.3
15	43.4	42.1	20.2	10.6
18	46.3	44.8	19.1	11.3
	輸入			
	RCEP	RCEP15	米国	EU
1995	36.2	35.4	22.6	14.0
2000	40.8	40.1	19.0	12.6
05	45.7	45.1	12.7	11.4
2010	48.5	47.6	10.0	9.6
15	52.3	51.5	10.9	11.4
18	49.7	48.9	11.2	11.7

(資料) UNCTADSTAT をもとに作成

ばであった RCEP からの輸入シェアは 15 年時点で過半を超えた。インドを除く RCEP15 では輸出で▲ 1.5% ポイント, 輸入で▲ 0.8% ポイント縮小するが, 日本の貿易にとって見れば, インドとは二国間 EPA もある。RCEP15 であっても日本とは FTA がない中国, 韓国が

含まれており、締結の意義は大きい（表3）。

日本の貿易におけるFTAカバー率（2018年時点）は、2020年1月に発効した日米貿易協定を含めて51.7%に達する。日本政府の目標とするカバー率70%の達成には、RCEP15の締結が不可欠である。RCEP15が締結されれば、FTAカバー率が27.1%上乘せられ、目標とする7割を大きく上回る78.7%になる。

現在までに日本は経常収支黒字を輸出で稼ぐ「貿易立国」から、その大半を投資で稼ぐ「投資立国」に変貌を遂げている。RCEPが締結され、同地域自体の競争力が強化されることは、企業収益の拡大、更には投資収益としての日本への還元を通じて、日本経済も裨益する。2018年の日本の経常収支は19.1兆円の黒字を記録したが、最も寄与したのは第一次所得収支（20兆8,102億円）であり、同年の貿易黒字額（1兆1,877億円）を大きく上回る。第一次所得収支は、日本企業の海外事業運営からの収益を意味する直接投資収益、証券投資収益、その他投資収益で構成される。そのため、日本にとって最も重要なのは、アジアに進出している日系企業のサプライチェーンがRCEP15になったとしても、引き続きその傘の下にあるかという点である。

日本企業の海外生産ネットワークに対するインパクトを測る観点から、RCEPおよびRCEP15における進出日系企業の調達・輸出先をみると、同協定締結の重要性がより明らかになる（表4）。

インドを含めたRCEPに進出している企業について、先頃発表されたジェトロ日系企業活動実態調査（2019年度）によれば、輸出で約8割（79.9%）、輸入で9割（87.3%）はRCEP域内取引であった。では、RCEP15で同比率を

表4 日系企業のRCEPの域内輸出入比率（貿易額、2019年）

（単位：％）

	域内輸出比率		域内輸入比率	
	RCEP 15	RCEP	RCEP 15	RCEP
ASEAN	80.6	82.9	87.2	88.2
オーストラリア	87.3	87.9	82.2	83.1
ニュージーランド	84.5	85.8	66.5	67.2
中国	73.0	74.3	84.8	85.2
韓国	73.1	75.1	89.2	89.3
RCEP15	79.5	81.5	86.5	87.3
インド	60.7	60.7	87.4	87.4
RCEP	78.1	79.9	86.5	87.3

（注）調達比率（=100）のうち、輸入調達を100として割り戻して算出した。

（資料）在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2019年／ジェトロ）

求めると、輸出で79.5%、輸入で86.5%である。この数字が意味するのは、仮にインドがRCEPから抜けても、RCEP15として先に推進する意義は大きいということである。但し、調達の87.4%をRCEPに依存する在インド日系企業にとって、インドがRCEPの枠組みから外れることは痛手である。

おわりに

貿易自由化と投資誘致を推進力に経済開発を進めてきた東アジアは、アジア太平洋における経済圏「アジア太平洋FTA」(FTAAP)に向けたステップとしてTPPとRCEPを両輪と位置付けてきた。世界では近年、反グローバル化と保護主義の勢いが増大し、さらに連鎖的に拡大する様相を呈している環境の中、RCEPを早急に妥結させ、アジアが自ら自由貿易体制維持・推進の御旗を高く掲げることは大きな意義

がある。東アジアが長年恩恵を受けてきた自由貿易推進のモメンタムを失うわけにはいかない。

TPP にみる米国と同様、インドに対し RCEP からの正式離脱は、RCEP 自体の存在感を低下させる懸念があること、そして「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進という観点からも、出来る限り避けねばならない。それらを鑑み、RCEP を漂流させないため、「RCEP マイナス X」方式を採用したことは評価できる。

最後に、先進各国にとっては満足できない水準であっても、締結・発効の優先を決断したことも評価できる。ASEAN は、AFTA でもまた ASEAN+1FTA でも、実際に利用している産業界の声を聞く形で、必要に応じて協定を改定してきた。RCEP15 の場合、構成する 15 カ国は毎年 ASEAN が主催する SEOM 会議や経済相会議等で定期的に対話の機会を持っていることから、発効後の見直しも可能である。

世界は保護主義や反グローバル化による不透明感が強まる中、東アジアが RCEP を核に、「自由貿易体制推進」の御旗を掲げ、世界で最も自由な「ビジネスフレンドリーな経済圏」を目指すことで、成長センターとして世界経済を牽引するのみならず、自由貿易体制こそが経済成長、そして所得格差を是正出来ることを証明する役割が期待される。

[注]

- 1) 交渉内容は基本的に公表されていない。本稿はあくまで現地報道を取りまとめたものであり、必ずしも正確とは限らないことに注意を要する。
- 2) EAFTA の起源は、1998 年 12 月にハノイで開催された第 2

- 回 ASEAN+3 首脳会議で、韓国・金大中大統領が設置を提唱した「東アジアビジョングループ (East Asia Vision Group: EAVG)」に遡る。EAVG は 2001 年の ASEAN+3 首脳会議で、「東アジア自由貿易地域の形成」を提言した。
- 3) CEPEA の起源は経済産業省が 2006 年 4 月に打ち出したグローバル経済戦略である。ここで、「『東アジア EPA』の交渉開始を我が国として提唱すべき」としていた。
 - 4) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/2011AEMplus6.pdf
 - 5) ①物品貿易, ②原産地規則, ③税関手続・貿易円滑化, ④衛生植物検疫措置 (SPS), ⑤任意規格・強制規格・適合性評価手続 (STRACAP), ⑥貿易救済, ⑦サービス貿易, ⑧金融サービス, ⑨電気通信サービス, ⑩人の移動, ⑪投資, ⑫競争, ⑬知的財産, ⑭電子商取引, ⑮経済技術協力, ⑯中小企業, ⑰政府調達, ⑱紛争解決。しかし、19 年 11 月の RCEP 共同首脳声明では、⑧, ⑨が⑦に組み込まれ、「冒頭の規定及び一般的定義」、「一般規定及び例外」、「制度に関する規定」、「最終規定」が追加され、計 20 分野になった。
 - 6) 決着したのは「中小企業」と「経済協力」に加え、「税関手続・貿易円滑化」、「政府調達」、「制度的規定」、「衛生植物検疫措置」、「任意規格・強制規格・適合性評価手続」。
 - 7) Financial Express 2016 年 6 月 2 日号。
 - 8) American Journal of Transportation (Ajot) 2019 年 11 月 25 日号。
 - 9) 同紙によれば、ISDS について発効後 2 年以内に議論を開始し、以降、3 年以内に結論を出すことで合意した。
 - 10) インドの一連の関税引き上げについて、WTO 違反の可能性が指摘されている。日本はインドの情報通信技術 (ICT) 製品の関税引き上げについて、WTO で約束している関税の上限を超えており、GATT に違反する可能性があるとして、インドに対し協議を要請した。また、台湾は WTO 紛争解決手続に基づき、インドに対し二国間協議を申し入れた。

[参考文献]

- 石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2016 年) 『ASEAN 経済共同体の実現と日本』。
- 助川成也 (2016) 「第 5 章 RCEP の意義と課題」石川幸一・馬田啓一・渡辺頼純編著『メガ FTA と世界経済秩序：ポスト TPP の課題』勁草書房。
- 助川成也 (2019) 「第 7 章 RCEP と日本の東アジア生産ネットワーク」馬田啓一・石川幸一・清水一史編著『アジアの経済統合と保護主義—変わる通商秩序の構図—』文眞堂。
- 日本貿易振興機構 (2019) 『在アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』
- 福山光博 (2010) 「東アジア経済統合への『最初の歩み』」経済産業研究所 (2019 年 12 月 1 日最終アクセス, http://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/041.html よりダウンロード)
- United Nation (2015) “World Population Prospects: The 2015 Revision”.